

# 津島市立北小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止についての基本的な考え方について

いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるという基本認識に立ち、教職員が日頃から小さな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。そして、いじめが発生した場合には、迅速かつ的確な対応で解決に向けて力を尽くす。日頃から教育目標「心身ともに健康で、豊かな心と自己実現をめざす確かな力をもつ児童の育成」のもと、一貫性のある生徒指導を心がけ、自他の違いを認め合える児童の育成をめざす。

### <いじめの定義>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条より】

## 2 「いじめ防止対策組織」について

### (1) いじめ対策委員会

全教職員で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。年間3回開催するが、必要に応じて随時開催する。

### (2) 職員会議や打ち合わせでの情報交換及び共通理解

生徒指導部を組織し、常時児童の現状把握を把握して情報交換をするとともに、必要に応じて生徒指導委員会を開き、共通理解を図り、対応や指導を考える。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

### (1) いじめの未然防止の取組について

- ① 児童同士、教師間、教師と児童、それぞれの信頼感ある温かな人間関係を築くことのできる学級づくり・学校づくりをする。
- ② 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる気持ちの醸成を図る。
- ③ 未然防止・早期発見のため、定期的に生活アンケートや教育相談を実施、児童の人間関係の把握に努める。
- ④ いじめ・不登校対策委員会を定期的で開催し、平時より校長を中心とした校内体制を築く。
- ⑤ 発達段階に合わせた情報モラル教育の推進および啓発を行う。また、インターネットやSNSによるトラブルに迅速に対応できるよう、保護者にも同様な啓発を行ったり、必要に応じて連携を取ったりする。
- ⑥ 教師の力量向上のために、効果的な校内研修を実施する。
- ⑦ 関係する学校区内の幼・保・中学校、学童や放課後こども教室と情報交換の場をもち、いじめについて未然に防止あるいは早期対応ができるようにする。
- ⑧ 異学年交流活動の中で、協力したり協調したりすることを学習させ、よりよく人と関わる力を身に付けさせる。上学年には頼られることによる成長効果（プライド効果）を、下学年には上学年を見習うことによる成長効果（あこがれ効果）の生じることを狙う。
- ⑨ 家庭との連携を密にし、日頃から児童の実態把握に努める。地域での児童の様子を知るために、必要に応じて地域や関係機関との連携を図る。

## (2) いじめの早期発見の取組

- ・ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめについて相談しやすい環境を整える。また、担任だけでなく、全教職員で見守り、児童の小さなサインを見逃さないことと、早期対応ができるように努める。
- ・ 年3回の「生活アンケート」とそれに伴う「コンタクト週間（教育相談）」を設け、児童一人一人の理解に努める。
- ・ 家庭との連携による実態把握。また学童保育や放課後こども教室、見守り隊など地域の方々からの情報も有効に役立てる。

## (3) いじめに対する措置

- ・ いじめは許さないという態度を明確にし、問題の背景理解に努め、根本的な解決が得られるまで粘り強く指導する。
- ・ 担任や一部の教職員のみで対応するのではなく、生徒指導部、生徒指導委員会を中心に、組織的な対応、指導を行う。
- ・ 事実の確認、被害児童やその保護者に対する支援、加害児童やその保護者への指導、助言を行う。必要に応じ、スクールカウンセラーや児童相談所等、専門家の助力を得て対応にあたる。
- ・ 発生したいじめが犯罪行為と認められるときは所轄警察署との連携を図る。
- ・ いじめの起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを看過しない、生み出さないような集団づくりに努める。
- ・ 被害児童と加害児童の保護者間で争いが起こらないように、情報の共有がなされるように措置を講じる。

## 4 重大事態への対応

いじめによる重大事態とは、例えば、児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

- ① いじめが発生した場合には大小に関わらず、教育委員会に報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事実に対処する組織（当事者、教職員以外の第三者を含む）を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④ 上記調査結果に対しては、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係とその他必要な情報を適切に提供する。  
→別紙フロー図参照

## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- ① 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで改善を図り、実効性のある取組となるよう努める。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- ① 「学校いじめ防止基本方針」をホームページに掲載する。
- ② 長期休業中に事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

# 津島市立北小学校重大事態の対応フロー図

